

京都市告示第 3 0 9 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、次のように指定した水路について、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき告示します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 1 0 日

京都市長 松 井 孝 治

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	聚楽廻水0003号	中京区聚楽廻西町179番地の 9 地先 同町182番地の 2 地先	
2	西ノ京水0004号	中京区西ノ京池ノ内町30番地地先 同町30番地の16地先	
3	壬生水0006号	中京区壬生花井町 2 番地の 2 地先 同町10番地地先	
4	東野水0047号	山科区東野舞台町73番地の 1 地先 同町74番地の17地先	
5	日ノ岡水0034号	山科区御陵池堤町45番地の 3 地先 同町46番地の 1 地先	
6	大内水0004号	下京区観喜寺町15番地の 4 地先 同町25番地の 6 地先	
7	下津林水0033号	西京区下津林前泓町41番地の19地先 同区下津林芝ノ宮町 4 番地地先	
8	羽束師水0162号	伏見区羽束師古川町219番地の10地先 同町219番地の 3 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)